

# 私たち組合員の助け合いによる JR東日本労働組合独自の 共済制度です!!

## ふれあい共済制度

年金払特約付新・団体定期保険

JR東日本労働組合では、2004年1月1日より労働組合独自の制度として福祉共済制度 **ふれあい共済制度** を発足させました。この制度は、仲間の組合員(加入者)が亡くなられたり、高度障害になられた場合残されたご家族(高度障害の場合は本人)に年金を送金し、支援します。また、残されたご家族に対し、地本役員が中心となり、当面の不安、将来の不安を少しでも解消すべく生活ガイダンスを行います。ぜひ、みなさん加入してください。



### [ご加入いただける方]

#### 本人

組合員で、17歳6ヶ月を超え65歳6ヶ月までの方

#### 配偶者

15歳6ヶ月を超え65歳6ヶ月までの方

[年齢は2017年1月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

**⚠ ご加入いただくには告知内容に該当することが必要です。**  
申込書および本パンフレット「注意喚起情報」の告知内容を必ずご確認ください。 P1

#### [その他ご加入にあたっての注意事項]

- 配偶者については、本人の加入が条件です。(配偶者のみの加入はできません。)
- 本人が脱退した場合には、配偶者も同時に脱退となります。また、本人が死亡した場合も、配偶者は同時に脱退となります。

**⚠ 【注意喚起情報】・【契約概要】はP1・2に記載しています。ご加入前に必ずご確認のうえ、お申込みください。**

■本パンフレットを読み進める上で、特に注意が必要な事項などについて、以下のマークを付けています。

**⚠** 保険金や給付金をお支払いできないことがあります。 P.5 表示しているページ(左の例では5ページ)の内容もあわせてご確認  
特にご注意ください。

■本パンフレットは全ページを通して、右部に該当ページの記載項目を表示しています。ご覧になられている項目の確認などにご利用ください。(記載項目の取り揃えは以下の通りです)

注意喚起情報・契約概要 ふれあい共済制度のコンセプト ふれあい共済制度 ご注意いただきたいこと

申込締切日

2016年9月30日(金)

責任開始期  
(加入日)

2017年1月1日(日)

[契約者] JR東日本労働組合

# ① 注意喚起情報・契約概要

## 注意喚起情報

このページは、ご加入にあたり特にご注意いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細につきましては、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

### 1 保険金・給付金がお支払いできない主な場合について



保険会社に保険金・給付金を請求された方のうち、お支払いできなかつた代表的なケースをご紹介します。

#### 高度障害保険金の事例

#### 約款に定める「高度障害の状態」に該当しない障害のとき

- 障害状態が回復の見込みがある場合は、高度障害保険金をお支払いできません。高度障害保険金の支払い対象となる約款所定の「高度障害状態」は身体障害者福祉法等に定める1級の障害状態等とは異なります。
- 責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを直接の原因とする場合も、原則として高度障害保険金をお支払いできません。

#### 解除・免責

#### 告知義務違反のため、ご契約が解除となったとき

- 約款に定める「解除・免責」項目に該当する場合は、保険金・給付金をお支払いできません。また、すでにお払い込みいただいた保険料もお返しできませんことがあります。「解除・免責」項目には、たとえば、以下の項目があります。
  - ・告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となったとき
  - ・責任開始期(加入日)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺したときなど

保険金・給付金のお支払いに関する詳細は参照ページをご確認ください。

P.9

### 2 告知内容について



- ◎現在および過去の健康状態などについて、そのままにお知らせいただくことを告知といいます。
- ◎申込書兼告知書で引受け保険会社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。
- ◎正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金・給付金などをお支払いできないこともあります。

#### Step1 まずは「申込日(告知日)現在」の就業状態、健康状態が以下のとおりであることをご確認ください。

##### 本人

##### 現在の就業状態

- ・病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。
- (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

##### 配偶者

##### 現在の健康状態

- ・医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。  
注①「治療」には、指示・指導を含みます。  
②「医師による治療期間」は初診から最終(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

#### Step2 つぎに、過去の傷病歴が以下のとおりであることをご確認ください。

##### 過去12カ月以内の健康状態

- ・申込日(告知日)より起算して過去12カ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上の入院をしたことはありません。



##### 【別表】

がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

- ・企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込み(新規加入・増額)ください。

##### ○告知内容に関するお問い合わせ

明治安田生命保険相互会社 団体保険ご照会窓口

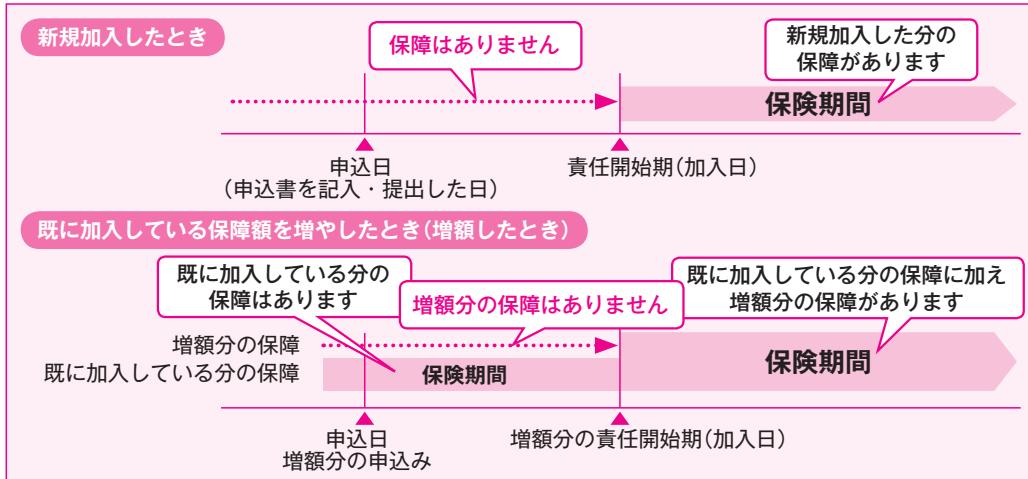
0120-661-320

受付時間：平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00～17:00

### 3 責任開始期（加入日）について

お申込みいただいた保障が初めて開始する時点を責任開始期（加入日）といい、以下の通り、責任開始期（加入日）は申込日（申込書を記入・提出した日）とは異なります。

なお、この保険の責任開始期（加入日）は、表紙に記載しています。



高度障害保険金、給付金等は、責任開始期（加入日）以後に生じた病気やケガにより所定の高度障害状態になられた（入院をされた）ときにお支払いします。責任開始期（加入日）前の病気やケガを原因とする場合には、告知内容に該当しているかどうかに関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

◎ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社がご加入を承諾した場合に、表紙に記載の責任開始期（加入日）からご契約上の責任を負います。契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

### 4 保険金・給付金の請求について

◎保険金・給付金などのご請求は、団体（契約者）経由で行っていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに団体窓口にご連絡ください。

お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金・給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、本パンフレットにも記載しておりますので、あわせてご確認ください。

◎保険金・給付金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

◎被保険者の遺言により死亡保険金（給付金）受取人を変更することはできません。

◎死亡保険金（給付金）受取人の変更は、契約者を経由して引受会社へご通知ください（変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます）。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金（給付金）をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金（給付金）をお支払いいたしません。

### 5 その他の注意事項

◎お申し込みの撤回（クーリング・オフ制度）

この保険は、企業・団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期（加入日）前のお申し込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口までお問い合わせください。

◎ご照会・ご相談窓口等

●指定紛争解決機関 この制度に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人生命保険協会です。

●生命保険契約者保護機構 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。

上記、および制度内容等に関するご照会先・ご相談先および詳細は、参照ページをご確認ください。 P.10

告知に関してのご照会先は、参照ページをご確認ください。 P.1

## 契約概要

このページは、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細につきましては、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

### 1 商品の仕組み

この保険は、企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を契約者として運営する保険商品です。

保障の期間は1年で、一度加入されると毎年1年毎に加入内容を更新いただけます。また、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも更新により一定の年齢まで前年度と同じ保険金額以下で継続してご加入いただくことができます。

なお、加入了の次年度以降、更新の際に保険金額・給付金額や受取人等の変更など、お客様からのお申し出がない場合は、前年度と同じ内容で継続します。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出しますので、前年度と比べ変更になることがあります。

### 2 主な保障の内容（保険金や給付金をお支払いする主な場合）や保険料

◎主な保障内容 死亡・所定の高度障害状態となったとき、保険金をお支払いします。

※引受保険会社の職員または引受保険会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。

◎保険料 【控除方法】 毎月27日に加入者の指定された口座より振替します（初回は12月27日より）

### 3 配当金

ふれあい共済制度は、1年毎に収支計算を行い、剩余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

### 4 脱退による返れい金、満期返れい金

この制度の商品には、脱退による返れい金や満期返れい金はありません。

### 5 引受保険会社

明治安田生命保険相互会社 本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

明治安田生命保険相互会社

## ② ふれあい共済制度のコンセプト

### なぜ、この共済が必要なの？

組合員に万が一（死亡・高度障害）のことがあった場合…  
残された家族は生活の大きな支えを失うことになり、  
**経済的不安** **精神的不安** を抱えることとなります。

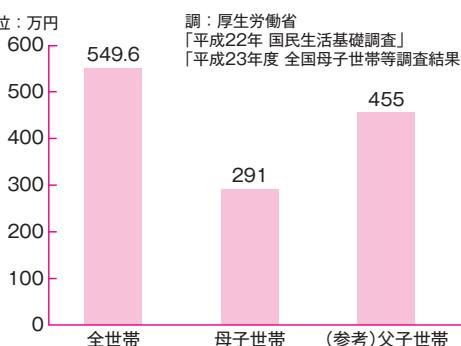


### 一時金で受け取る保険金、死亡退職金などは？

残されたご家族への保障制度としては、一般的な生命保険等がありますが、ほとんどは一時金で支払われているのが現状であり、一時金を計画的に使用することは困難なようです。  
その結果、残されたご家族にとって子どもの進学に影響が出る等種々の問題が発生しています。一時金は、生活復興資金に充当されるべきものであり別途毎月の生活費確保が重要となります。

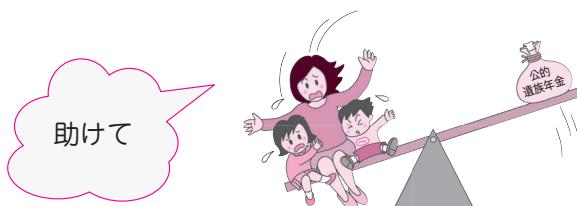
**母子世帯の平均収入**  
母子世帯の平均年間収入は、全世帯の半分程度です。

調：厚生労働省  
「平成22年 国民生活基礎調査」  
「平成23年度 全国母子世帯等調査結果報告」



公的遺族年金の額は現在の基準でおよそ2万円から16万円※であり、今の生活水準を維持することは困難です。

※公的遺族年金額は厚生労働省のH26年度賃金構造基本統計調査より当社が算出しました。実際の受取額は所得額や家族構成等により異なります。



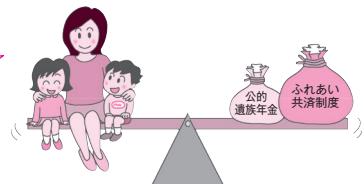
そこでJR東日本労働組合として残された家族を支援できるしくみを運営しています。

この現状を踏まえ、JR東日本労働組合として「組合員間の相互扶助」の精神に基づき、独自に経済面・精神面両面から、残された家族を支援できるしくみを運営することにより組合員が安心して働ける環境作りを目指しています。



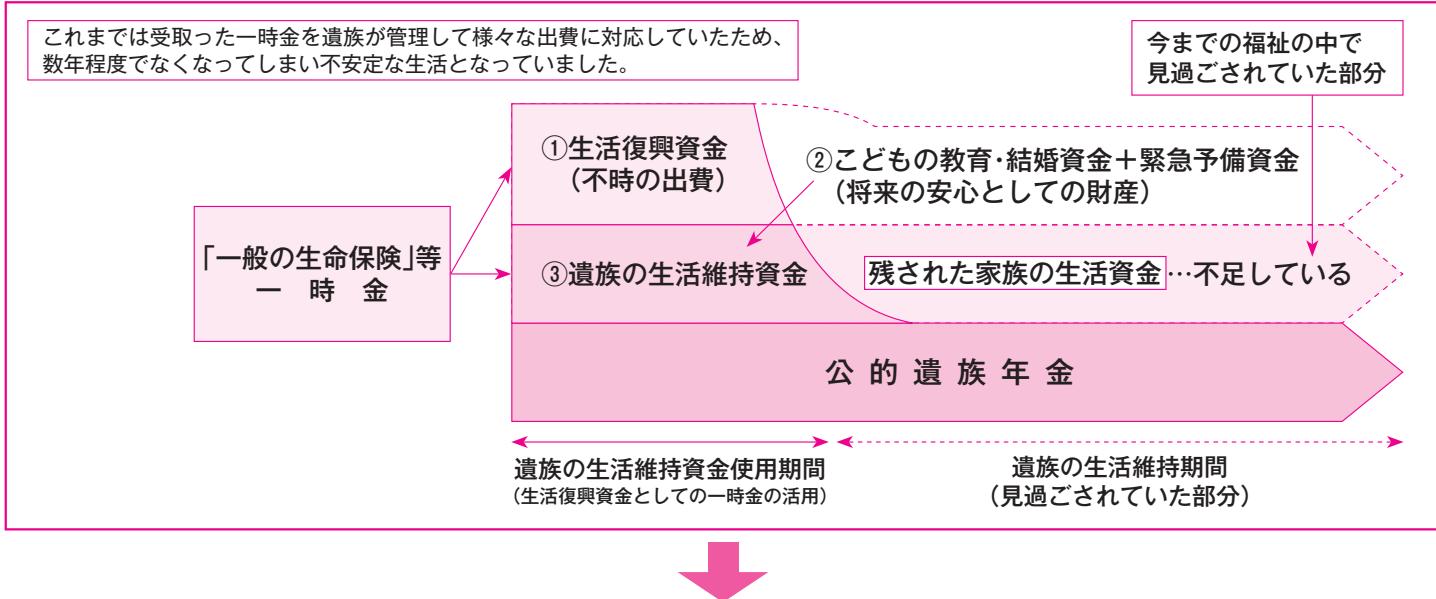
ふれあい共済制度でベースとなる生活費を確保できます。

ふれあい共済制度に加入することにより、万が一（死亡）の場合でも残された家族は長期間確実に生活費を受け取ることができます。

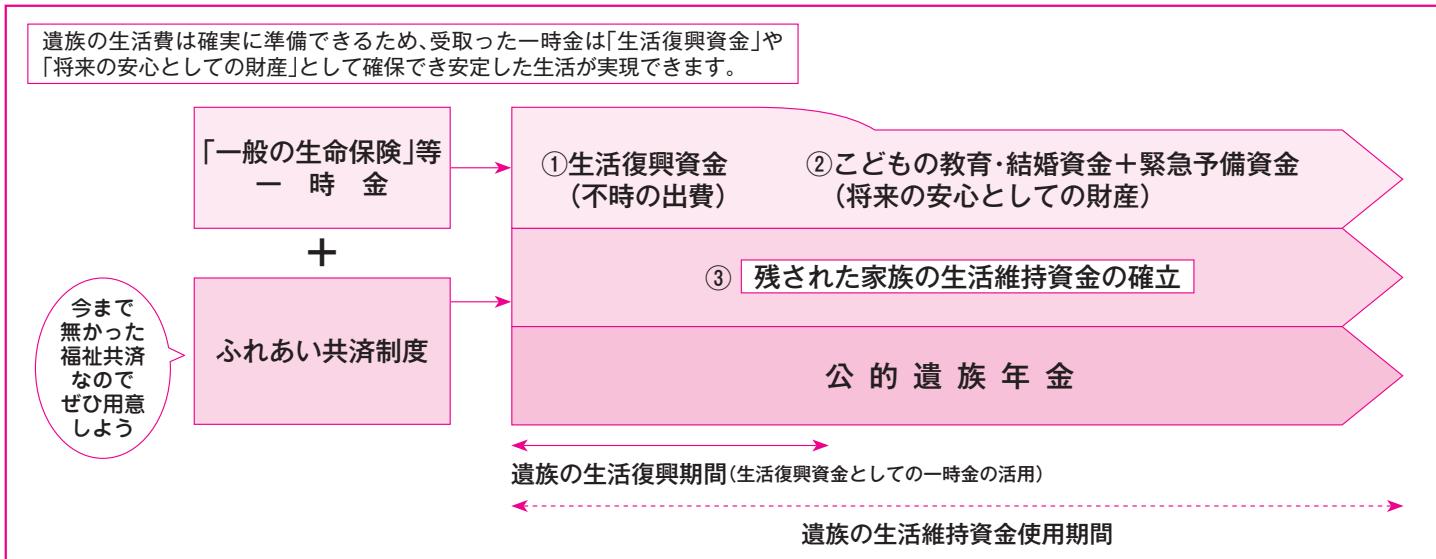


## ふれあい共済制度の福祉コンセプト概要

### ■今までの福祉のイメージ



### ■ふれあい共済制度に加入すると



死亡保障必要金額には、**生活復興資金**・**生活維持資金**・**その他の準備資金**があります。

**生活復興資金とは** ……死亡に伴う必要資金であり、万が一の場合にまず必要とされる資金です。  
「葬儀費用」・「ローンの返済」・「相続税の支払」などがあります。

**生活維持資金とは** ……残された家族の日々の生活の中で、必要となる資金です。(「家族の生活費」)

**その他の準備資金** ……その他子どもの教育・結婚資金・緊急予備資金といった  
「将来の安心としての財産」も必要です。

- したがって、本来であれば別々に準備するべきですが、生活維持資金を準備する制度がなく、残された家族は、受け取った生命保険などの一時金を管理して **生活復興資金**・**生活維持資金**・**その他の準備資金** とにわけて利用していました。
- ふれあい共済制度により、生活維持資金は確保されますので、「一般の生命保険」等で受け取った一時金は、生活復興資金と将来の安心としての財産として確保することができます。

### ③ ふれあい共済制度

【保険期間】2017年1月1日(日)～2017年12月31日(日)

加入対象者



#### 経済的サポート編

必要な生活費を長期間(必要な期間)支援します。



- ◎必要な生活費は在職中の給与をベースにして算出します。
- ◎公的遺族年金とあわせて月例給与の約50%～約70%の範囲を用意できます。

(残されたご家族の必要生活費) 厚生労働省のH26年度賃金構造基本統計調査より当社が算出したモデル値であり、実際の受取額は所得額や家族構成等により異なります。

年齢	現金給与月額 ①	遺族の必要生活費割合 ②	遺族の生活費 (①×②) ③	公的遺族年金 ④	差額 ③-④ ⑤	家族モデル
18～25 歳	約 24.5 万円	50%	約 12.2 万円	約 2.5 万円	約 9.7 万円	配偶者
26～30	31.8	60%	19.1	3.0	16.0	配偶者+子1人
31～35	37.2	70%	26.1	10.8	15.2	配偶者+子2人
36～40	41.5	70%	29.0	14.0	15.0	配偶者+子2人
41～45	47.1	70%	33.0	14.5	18.4	配偶者+子2人
46～50	52.2	70%	36.5	15.7	20.8	配偶者+子2人
51～55	53.4	50%	26.7	13.1	13.5	配偶者
56～60	47.8	50%	23.9	13.1	10.8	配偶者

組合員の万が一(死亡)の場合、準備すべき月額生活費

#### 46歳男性(本人)の加入例 7コースに加入の場合

10年間



ふれあい共済制度 7コース

受取総額

約821万円

年金原資

794万円

月払掛金

2,488円

## 意向確認【ご加入前のご確認】

ふれあい共済制度は、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(<http://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

## 保障内容等(契約概要部分)・掛金

記載の掛金は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される掛け金は記載の掛け金と異なる場合があります。  
また、今後の基礎率などの改定により掛け金は改定されることがあります。

申込コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	本人				月払掛け金(円)	
		死亡・高度障害のとき 年金原資【死亡・ 高度障害保険金】 (万円)	年金受取 期間 (年)	年金月額 (約万円)	年金受取総額 (約万円)	男性	女性
7	18～35歳 (1981.7.2～1999.7.1)	1,784	25	6.6	1,984	2,611	2,005
	36～40歳 (1976.7.2～1981.7.1)	1,479	20	6.6	1,606	2,625	2,226
	41～45歳 (1971.7.2～1976.7.1)	1,150	15	6.7	1,219	2,577	2,025
	46～50歳 (1966.7.2～1971.7.1)	794	10	6.8	821	2,488	1,821
	51～55歳 (1961.7.2～1966.7.1)	569	7	6.9	580	2,643	1,761
	56～60歳 (1956.7.2～1961.7.1)	413	5	6.9	417	2,820	1,597
	61～65歳 (1951.7.2～1956.7.1)	413	5	6.9	417	4,034	2,093
5	18～35歳 (1981.7.2～1999.7.1)	1,274	25	4.7	1,417	1,918	1,484
	36～40歳 (1976.7.2～1981.7.1)	1,057	20	4.7	1,148	1,929	1,644
	41～45歳 (1971.7.2～1976.7.1)	821	15	4.8	870	1,893	1,499
	46～50歳 (1966.7.2～1971.7.1)	568	10	4.8	587	1,832	1,355
	51～55歳 (1961.7.2～1966.7.1)	406	7	4.9	414	1,939	1,310
	56～60歳 (1956.7.2～1961.7.1)	295	5	4.9	297	2,067	1,194
	61～65歳 (1951.7.2～1956.7.1)	295	5	4.9	297	2,934	1,548
3	18～35歳 (1981.7.2～1999.7.1)	765	25	2.8	851	1,225	965
	36～40歳 (1976.7.2～1981.7.1)	634	20	2.8	688	1,231	1,060
	41～45歳 (1971.7.2～1976.7.1)	493	15	2.9	522	1,210	974
	46～50歳 (1966.7.2～1971.7.1)	341	10	2.9	352	1,174	887
	51～55歳 (1961.7.2～1966.7.1)	244	7	2.9	248	1,239	861
	56～60歳 (1956.7.2～1961.7.1)	177	5	2.9	178	1,314	790
	61～65歳 (1951.7.2～1956.7.1)	177	5	2.9	178	1,835	1,003
1	18～35歳 (1981.7.2～1999.7.1)	100	-	-	-	321	287
	36～40歳 (1976.7.2～1981.7.1)	100	-	-	-	350	323
	41～45歳 (1971.7.2～1976.7.1)	100	-	-	-	393	345
	46～50歳 (1966.7.2～1971.7.1)	100	-	-	-	475	391
	51～55歳 (1961.7.2～1966.7.1)	100	-	-	-	617	462
	56～60歳 (1956.7.2～1961.7.1)	100	-	-	-	823	527
	61～65歳 (1951.7.2～1956.7.1)	100	-	-	-	1,117	647

・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は表紙の「ご加入いただいた方」をご確認ください。  
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛け金は前年度と変わります。

・記載の年金額は本パンフレット作成時点の基礎率(予定期率、予定期死率、予定期事業費率等)で計算していますので、将来の基礎率の変更により年金額が変動(増減)することがあります。

・この保険は、年齢により保険金額が決まっています。本人の保険金額が、配偶者の保険金額未満となった場合は、自動的に配偶者を本人の保険金額以下に減額または脱退とさせていただきます。

・脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。

### 年金の取り扱いについて

・年金払特約により、保険金を年金で受け取る場合の基となるお金(保険金額)のことを年金原資といいます。

・この保険における年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取のいずれかで、年金年額が年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合をお取り扱いできません。なお、その他年金払特約の取り扱いは協定書に定められています。

## 配偶者

申込 口数(口)	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき				月払掛金(円)	
		年金原資【死亡・ 高度障害保険金】 (万円)	年金受取 期間 (年)	年金月額 (約万円)	年金受取総額 (約万円)	男性	女性
7	16~35歳 (1981.7.2~2001.7.1)	413	5	6.9	417	562	421
	36~40歳 (1976.7.2~1981.7.1)	413	5	6.9	417	681	570
	41~45歳 (1971.7.2~1976.7.1)	413	5	6.9	417	859	661
	46~50歳 (1966.7.2~1971.7.1)	413	5	6.9	417	1,198	851
	51~55歳 (1961.7.2~1966.7.1)	413	5	6.9	417	1,784	1,144
	56~60歳 (1956.7.2~1961.7.1)	413	5	6.9	417	2,635	1,412
	61~65歳 (1951.7.2~1956.7.1)	413	5	6.9	417	3,849	1,908
5	16~35歳 (1981.7.2~2001.7.1)	295	5	4.9	297	401	301
	36~40歳 (1976.7.2~1981.7.1)	295	5	4.9	297	487	407
	41~45歳 (1971.7.2~1976.7.1)	295	5	4.9	297	614	472
	46~50歳 (1966.7.2~1971.7.1)	295	5	4.9	297	856	608
	51~55歳 (1961.7.2~1966.7.1)	295	5	4.9	297	1,274	817
	56~60歳 (1956.7.2~1961.7.1)	295	5	4.9	297	1,882	1,009
	61~65歳 (1951.7.2~1956.7.1)	295	5	4.9	297	2,749	1,363
3	16~35歳 (1981.7.2~2001.7.1)	177	5	2.9	178	241	181
	36~40歳 (1976.7.2~1981.7.1)	177	5	2.9	178	292	244
	41~45歳 (1971.7.2~1976.7.1)	177	5	2.9	178	368	283
	46~50歳 (1966.7.2~1971.7.1)	177	5	2.9	178	513	365
	51~55歳 (1961.7.2~1966.7.1)	177	5	2.9	178	765	490
	56~60歳 (1956.7.2~1961.7.1)	177	5	2.9	178	1,129	605
	61~65歳 (1951.7.2~1956.7.1)	177	5	2.9	178	1,650	818

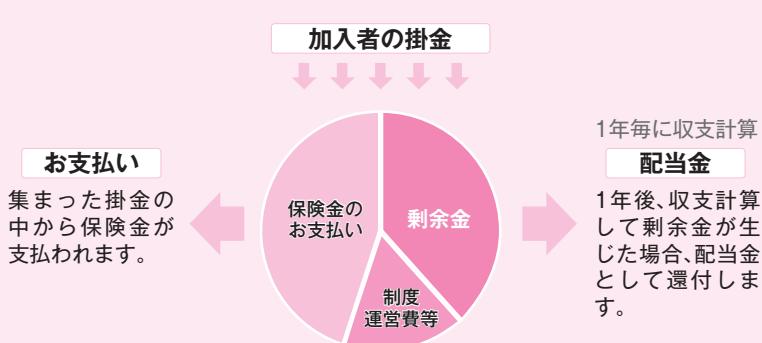
・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は表紙の「ご加入いただける方」をご確認ください。  
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛け金は前年度と変わります。

・記載の年金額は本パンフレット作成時点の基礎率(予定期利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算していますので、将来の基礎率の変更により年金額が変動(増減)することがあります。

・記載の掛け金には、保険料に加えて右記の制度運営費が含まれています。本人：185円

### 配当のしくみ (イメージ図)

加入者が増えるほど制度は  
安定します。



- ①加入している組合員がお互いに掛け金を拠出して1つの共済基金を構成します。
- ②組合員に万が一(死亡・高度障害)のことがあった場合、拠出された掛け金の中から残された家族(高度障害の場合は本人)に年金を給付します。
- ③一年毎に全体の収支計算を行い剩余金が生じた場合は配当金として還付します。
- ④みんなで不幸があった組合員を助け、みんなに助けられる職場での助け合いの制度です。

# 保険金のお支払いに関するご注意



- 死亡保険金は保険期間中に死亡した場合にお支払いします。死亡保険金の受取人は、被保険者が指定された方です。
- 高度障害保険金は、加入日以後に発生した傷害または疾病によって、保険期間中に所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。高度障害保険金の受取人は、被保険者本人です。
- ※本人について定められた高度障害保険金が支払われた場合、配偶者についても同時に脱退となります。
- 高度障害状態とは、身体障害の程度が次の1項目に該当する場合をいいます。
  - ①両眼の視力を全く永久に失ったもの
  - ②言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったもの
  - ③中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、终身常に介護を要するもの<sup>\*</sup>  
※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取・排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
  - ④両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
  - ⑤両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
  - ⑥1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
  - ⑦1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金等のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。

P.9

## つぎの場合には、保険金のお支払いはできません。



以下のような場合には、保険金をお支払いできません。いただいた保険料もお返しできないことがあります。

- ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の通りであるとき
  - ・告知義務違反により解除となったとき
  - ・詐欺の行為を原因として取消しとなったとき
  - ・保険金の不法取得目的があつて無効となったとき
  - ・重大事由に該当し解除となったとき
- 死亡保険金について
  - ・契約者、死亡保険金受取人の故意によるとき
  - ・被保険者が加入日から1年以内に自殺したとき(増額はその増額部分について)
- 高度障害保険金について
  - ・契約者、高度障害保険金受取人、被保険者の故意によるとき

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金等のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。

P.9

## 精神的サポート編

ふれあい共済制度には組合員に万が一(死亡・高度障害)の場合、金銭的支援だけではなく精神的サポートをしていく制度もあり、それらの案内を遺族に組合が直接行います。

### 生活 ガイダンス

あなたの気持ちを大切に伝えます。  
残されたご家族の“不安”“悩み”が少しでもなくなるよう、組合がご家族と面談し、“心の支援”を行います。

ご家族は経済的な不安はもちろんのこと、精神的にも大きな不安をかかえています。  
ご家族を組合に招き、当面の不安・将来の不安を少しでも軽減できるように相談に応じていきます。  
また下記のライフガイド・収支推移表などをご提供します。



### 精神的サポート(面談と説明)

きずな



残されたご家族には、  
今後の生活に役立つご説明や、  
生活ガイドブックを用意しております。

### ライフガイド

残されたご家族の当面の不安である公的年金・税金・その他公的な手続きを中心に、イラスト入りで分かりやすくガイドした手引書です。

#### 内 容

1. 遺族等が受けられる給付
  - ①一時金の給付 ②年金の給付
  - ③ふれあい共済制度
2. 公的に必要な手続き
  - ①世帯主変更に伴う手続き
  - ②相続税の申告の手続き
3. 生活ガイド
  - ①税金 ②教育 ③住宅・就業・貸付
  - ④母子福祉貸付金制度 ⑤公的手続きチェックリスト

### 収支推移表

家計のシミュレーションを行い、今後「いつ・どれくらい」のお金が必要かをご説明します。

#### 内 容

1. 収入
  - ①遺族厚生年金 ②遺族基礎年金 ③ふれあい共済制度 etc.
2. 支出
  - ①生活費用 ②教育費用 etc.

### 24時間 フリーダイヤル 健康相談

ご家族の健康に関する悩みに24時間体制でお応えします。

#### 内 容

健康・医療・介護・メンタルカウンセリングなど保健医療の専門家が24時間体制で相談に応じ、アドバイスします。  
また、医療機関情報、シルバー関連情報を提供します。

# 4 ご注意いただきたいこと (ふれあい共済制度)

ここからは、商品の細部の  
お取り扱いをご説明しています。  
詳細のご確認については、  
以下をご参照ください。

## 「約款」と細部の お取り扱い

保険金や給付金のお支払い、あるいはお支払いできない場合などはすべて、引受保険会社と契約者との契約で定め、それらの細部は「約款」に記載しています。本パンフレットでは、ご加入者にとって不利益になる可能性のある事項は、極力随所に掲載しましたが、細部のすべてでは網羅できません。このページ以降で、あらためて細部のお取り扱いをまとめて掲載しています。契約事項のすべてをご確認になりたい場合は、団体に備え付けの約款をご覧ください。

## 高度障害状態について

高度障害保険金と死亡保険金とは、重複してお支払いしません。

高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(増額分については増額日)以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。  
【高度障害状態とは(高度障害条項(7項目))】

- 両眼の視力を全く永久に失ったもの
  - 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
  - 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの\*
  - 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
  - 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
  - 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
  - 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
- \*「常に介護を要するもの」とは食物の摂取・排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

### 1. 眼の障害(視力障害)

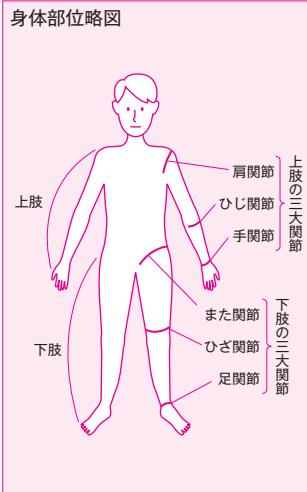
- 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- 視野狭くおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

### 2. 言語またはそしゃくの障害

- 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
  - 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
  - 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
  - 声帯全部の動きにより発音が不能な場合
- 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

### 3. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。



## 保険金・給付金をお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。)

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
- 契約者、被保険者または受取人が保険金・給付金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由\*に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき
- 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき  
\*告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。この場合、各商品の約款に定める解除権の消滅期限を経過後も取消しとなることがあります。
- 契約者もしくは被保険者による保険金・給付金の不法取得目的があって、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
- ※重大事由とは、つぎの項目をいいます。●保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こしたとき、●保険金・給付金のご請求に関して詐欺行為があつたとき、●他の保険契約との重複により給付金等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき、●その他上記と同等の事由があつたとき  
「保険金・給付金のお支払いに関するご注意について」もあわせてご確認ください。

## 保険金・給付金のお支払いに関するご注意について

### 保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
死亡保険金	保険期間中に死亡した場合	死亡保険金額
高度障害保険金	加入日以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合	高度障害保険金額

### 保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"><li>●被保険者が加入日から1年以内に自殺したとき(増額はその増額部分について)(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いする場合もありますので、引受生命保険会社にお問い合わせください。)</li><li>●契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき</li><li>●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)</li></ul>
高度障害保険金	<ul style="list-style-type: none"><li>●被保険者の故意によるとき</li><li>●契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき</li><li>●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)</li></ul>

## その他

### 社員権について

相互会社においては、契約者が「社員(構成員)」として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、契約者が団体の契約の場合のご加入者(被保険者)や、剩余金の分配のない契約の契約者は社員とはなりません。したがって本パンフレット記載の保険契約について、被保険者には総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

## ご照会・ご相談窓口について

### 【ご照会・ご相談窓口】

- 制度内容等に関するご照会、ご相談は本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。
- この制度に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス「<http://www.seiho.or.jp/>」)
- なお、生命保険相談所が苦情の申诉を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

### 保護機構について

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。詳しくは、ホームページアドレス「<http://www.seihohogo.jp/>」をご覧ください。

## 個人情報に関するご注意

### 契約者と引受保険会社からのお知らせ

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のため使用(注)します。また、必要に応じて、契約者、他の保険会社、再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き契約者および保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、引受保険会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(明治安田生命保険相互会社 : <http://www.meijiyasuda.co.jp/>)をご参照ください。

### 一死亡保険金受取人の指定に際しご留意ください

指定された死亡保険金受取人の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金受取人にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

## お申込み方法

所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。既にご加入の方で、申込書の提出がない場合は、自動更新として取り扱います。

## お問い合わせ先

### ◎制度内容に関するお問い合わせ

JR東日本労働組合

**03-3453-2107**

〒108-0014 東京都港区芝5丁目33番36号

### ◎その他お問い合わせ

明治安田生命保険相互会社 広域組織法人部法人営業第二部

**03-3283-9271**

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1